

技術提案書作成要領

1 技術提案書について

本技術提案書は、「文京区立千駄木小学校等改築基本及び実施設計」の業務委託に当たり、最適な委託契約者を選定するためのものである。

本件改築については、学校教育法第一条に定める義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校として整備するものではないが、小学校、中学校及び幼稚園を同時に改築し、一体的整備を行うことにより、計画面及び工期面において、より良い提案を期待するものである。

また、技術提案書は、事業者選定において、設計者の技術力を審査するための資料である。具体的な配置計画については、事業者選定後の設計業務において、区民ワークショップ等を経て決定する。そのため、技術提案書の内容を踏襲した設計とはならない可能性があることに留意すること。

2 技術提案書の内容

(1) 作成に当たっての与条件

プロポーザルにおいては、同一条件により審査を行う必要があるため、技術提案書の作成に当たり、次のとおり与条件を定める。

- ① 敷地は原則、幼稚園、小学校、中学校の現在の敷地を前提とする。ただし、敷地の入れ替えや一体利用を行う方が計画上利点がある等の場合は、その理由と共に敷地の変更の提案も可とする。
- ② 校庭については、小学校と中学校の2面整備する。こども園の園庭は単独整備とする。
- ③ 体育館については、小学校と中学校それぞれに整備する。
- ④ プールについては、太陽光を活かして水泳授業に適した水温にすることとし、配置については採光、日照等に配慮する。
- ⑤ 校舎については、こども園は単独整備とする。小学校と中学校は合築、別棟を問わない。
- ⑥ 給食室については、こども園は単独整備とする。小学校と中学校は共有を可とする。
- ⑦ 育成室は、同一棟、同一フロアにまとめて整備する。
- ⑧ 簡易外観パース、工事ステップ図及び想定工期を記載する。
- ⑨ 工事ステップの検討に当たり、現状の敷地内の機能は仮設等の対応を含め敷地内に確保した上で学校等施設運営に支障のないよう計画する。
- ⑩ その他、「文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会報告書」の内容をできる限り踏まえたものとする。

(2) テーマ

「文京区立千駄木小学校（千駄木育成室含む。）、文林中学校（文林中学校第一・第二育成室含む。）、及び認定こども園としての千駄木幼稚園の施設像について」

技術提案書には、次の11点の課題について、基本的な考え方を文章、図及び表等を使用して簡潔に記載すること。

① 施設の一体的な整備に対する考え方

施設の一体的な整備についての方策（必要諸室を満たすための配置計画並びに敷地を有効

に活用するための創意工夫) が提案されているか。

② 歴史的空間性の継承に対する考え方

特徴的な意匠・空間性及び記念樹等を継承するに当たって創意工夫がなされているか。

③ 幼児・児童・生徒の学習・生活環境に対する考え方

ア 千駄木幼稚園整備に対する考え方

小学校及び中学校との交流を踏まえつつ、現在の教育環境を可能な限り維持した提案となっているか。また、幼児期の教育・保育を一体的・総合的に行うための施設整備の方策が提案されているか。

イ 千駄木小学校・文林中学校整備に対する考え方

多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校づくりの方策が提案されているか。また、生活動線の確保及びユニバーサルデザインの推進等、安全な学校づくりの方策が提案されているか。

④ 地域に開かれた学校づくりに対する考え方

幼児・児童・生徒の教育環境と、地域住民等の利用環境の両面に配慮しているか。

⑤ 環境に対する考え方

学校施設の環境負荷低減(ZEB基準の水準のエネルギー性能の確保等)と幼児・児童・生徒の環境教育の場として相応しい提案がなされているか。

⑥ 地域の防災力及び避難所機能の向上に対する考え方

小学校と中学校を一体的に整備することにより、道路と一体となった空間の整備など、地域の防災力の向上に寄与する提案がなされているか。

また、要配慮者の利用も踏まえ、避難所として必要な機能について提案されているか。

⑦ 工事期間中の幼児・児童・生徒への配慮に対する考え方

安全面や教育環境を確保し、幼児・児童・生徒の負担をできる限り抑えられるような方策が提案されているか。

⑧ 工事期間中の周辺地域への配慮に対する考え方

工事手法の工夫による工期の短縮及び工事車両の通行等に対する配慮など、周辺地域の生活環境への影響を軽減するような方策が提案されているか。

⑨ 安全かつ実現可能な工事計画の策定に当たっての考え方

道路状況及び車両交通状況等を踏まえ、仮設校舎の建設から校庭整備までの工事動線が安全に確保され、実現可能な計画が提案されているか。

⑩ ライフサイクルコストの縮減についての考え方

建設工事費、維持管理費等ライフサイクルコストの縮減が図られているか。

⑪ その他独自提案

千駄木小学校等の設計において、独自に必要なであると考えること。

(3) 校舎配置等の比較検討

技術提案書の作成に当たっては、校舎の配置等を複数検討し、それぞれの案について、建築基準法等の制約条件、施工上の課題、想定工期、工事期間中における教育環境への影響等を整理・分析するとともに、メリット・デメリットを比較検討した上で、最適な配置及び工事ステップとなるような提案をすること。

なお、比較検討した内容については、図及び表等を使用して、また、理由や検討過程を含めて簡潔に記載すること。

(4) その他

- ① A3判の用紙(ヨコ)に3枚以内(片面印刷)で作成する。
- ② 設計担当チームが作成し、記入すること。
- ③ 日本語を主体として記述すること。
- ④ 提出書類について、示された条件に適合しない場合は、無効となる。
- ⑤ 参考文献や参考論文を使用した場合は、引用文献等を記載すること。
- ⑥ 色彩は自由、文字の大きさは12ポイント以上とする。
- ⑦ 生成AI及び模型写真を用いてはならない。
- ⑧ 技術提案の視覚的表現については、建築設計業務委託の進め方(平成30年5月全国営繕主管課長会議)4プロポーザル方式(7)4)技術提案の表現に記載の「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」を参照のこと。

3 技術提案書の提出

本技術提案書の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出様式：本要領に定められた様式とする。

(2) 提出部数

正本	1部	技術提案書表紙に提出者住所、会社名等を記載し押印したもの
副本1	28部	技術提案書表紙に提出者住所、会社名等を一切記載しないもの
副本2	1部	ホチキス綴じをしていない原稿
計	30部	

- ※ 正本及び副本1は左2ヶ所ホチキス綴じとする。
- ※ 副本2以外は、ファイル等で綴って提出すること。
- ※ 写真データを使用する場合はカラーコピーとすること。
- ※ 要求された内容以外の書類、図面等は、受理しない。
- ※ 提出された技術提案書は、返却しない。

(3) 提出期間：令和7年1月20日(月)及び令和7年1月21日(火)

受付時間は、いずれも午前9時から午後4時まで

(4) 提出場所：東京都文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター20階南側

文京区教育委員会教育推進部学務課施設担当

電話 03(5803)1297

FAX 03(5803)1367

(5) 提出方法：事前に電話予約の上、上記提出場所へ持参すること。

4 技術提案書に関するプレゼンテーション・質疑応答

プレゼンテーション・質疑応答に際しては、「技術提案書」で用いた以外の図、表、ダイアグラム等を用いてはならない。出席者は、総括責任者及び主任技術者を含め3人以内とする。